

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住所
①住友重機械工業（株）	東京都品川区北品川5-9-11
②三菱重工業（株）	東京都港区港南2-16-5
③JFEエンジニアリング（株）	神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1
④日立造船（株）	大阪府大阪市住之江区南港北1-7-89
⑤三井造船（株）	東京都中央区築地5-6-4
⑥（株）荏原製作所	東京都大田区羽田旭町11-1
⑦（株）クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東1-2-47
⑧（株）西原環境テクノロジー	東京都港区芝浦3-6-18
⑨（株）タクマ	兵庫県尼崎市金楽時町2-2-33

2. 指名停止措置期間：① 平成18年6月22日～平成19年3月21日（9カ月）  
②～⑤ 平成18年6月22日～平成19年2月21日（8カ月）  
⑥～⑦ 平成18年6月22日～平成18年12月21日（6カ月）  
⑧～⑨ 平成18年6月22日～平成18年11月21日（5カ月）

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

住友重機械工業（株）等11社は、平成16年12月上旬ころ、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入れを行う旨合意した上、以後、平成17年7月中旬ころまでの間、同合意に従って受注予定者を決定し、共同してその事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

このことが独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、同法第74条第1項の規定に基づき、平成18年5月23日、公正取引委員会より刑事告発を受けた。

## 5. 指名停止措置理由

11社のうち、当局において資格を有している住友重機械工業(株)等9社が、公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反するとして刑事告発を受けたことは、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「指名停止要領」)別表第2第7号に該当するとして指名停止措置を行った。

### <指名停止要領別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 7 当局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に關し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第12号に掲げる場合を除く。)。	刑事告発を知った日から1カ月以上9カ月以内

### 【問い合わせ先】

沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 塩谷 昌利  
TEL 098-866-0031 (内線 2356) 直通 866-0071